

2 地方独立行政法人長崎市立病院機構中期目標（修正案）対照表

第2回評価委員会提出	修正（案）	主な修正内容
<p>前文</p> <p>長崎市立市民病院及び長崎市立病院成人病センターは、長崎市における中核的な医療機関として、高度医療、救急医療、感染症医療などを率先して担当し、公立病院として役割を果たすとともに医療水準の維持向上に努めてきた。</p> <p>しかし、長崎市立病院は、設備類の経年劣化による老朽化等により医療機能の維持が難しくなっているため、多様化する市民の医療に対するニーズに応えるとともに、近年の医療技術の進歩に適切な対応を図るため、長崎市立市民病院と長崎市立病院成人病センターを集約し、平成26年2月の第一期開院、平成28年5月の全面完成を目指し新市立病院の建設を進めているところである。</p> <p><u>こうした中、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応し、地域の医療機関及び市と連携して、長崎市における医療の提供、医療に関する研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、市民の生命</u></p>	<p>前文</p> <p><u>この新市立病院においては、ER型救命救急センターの整備をはじめとした高度・急性期医療を充実させ、臨床研修指定病院としての機能を高めることで若手医師をはじめとした医療従事者を惹きつけ育てるマグネットホスピタルを目指すこととしている。</u></p> <p><u>また、市民に対し、質の高い医療を安全かつ安定的に提供していくためには、病院を取り巻く環境変化に迅速かつ柔軟に対応していくことが求められる。</u></p>	<p>○新市立病院における特徴的な機能として、ER型救命救急センター及びマグネットホスピタルについて追加記載</p> <p>○法人の設立目的について、地方独立行政法人のメリットを含めた内容に修正</p>

及び健康を守ることを目的として、地方独立行政法人長崎市立病院機構を設立することとした。

地方独立行政法人長崎市立病院機構においては、次に示す3つの使命を実行し、市民に愛され、信頼される病院になることを強く期待する。

- 1 地域の医療機関との連携をさらに密にし、最新の医療を実践できる体制を整備するとともに、日々改善に努め、医療に対する透明性の確保を図ることにより、長崎市及び周辺地域に生活の基盤をおく住民が、満足し、かつ、安心できる高度医療を提供すること。
- 2 先進医療など市立病院において特徴的な医療目標を掲げ、社会に貢献するとともに、医療の効率化を図り、職員にとって働きがいのある病院を構築することにより、職員一人一人が、そこで働くことに誇りを持てるようにすること。
- 3 健全な経営の質を担保し、持続可能な経営基盤を確立すること。

そういったことから、病院事業の運営形態を地方公営企業の全部適用から、運営面でより迅速かつ柔軟に対応できる地方独立行政法人に移行することとし、市民の生命及び健康を守ることを目的として、地方独立行政法人長崎市立病院機構を設立することとした。

地方独立行政法人長崎市立病院機構においては、次に示す4つの使命を実行し、市民に愛され、信頼される病院になり、社会に貢献していくことを強く期待する。

- 1 救急医療を充実させ、日進月歩の高度医療に迅速に対応できる体制を構築すること。
- 2 民間医療機関では対応が難しい不採算医療を実施するなど公的医療機関としての役割を担うとともに、地域の医療機関との連携を図ることにより地域ネットワークの中心的役割を担うこと。
- 3 職員育成という考えのもと、職員一人ひとりが働きがいと誇りをもって業務に精励できる環境を整備、維持し、もって患者、家族及びその周囲の人々を癒す気持ちを持ち続けること。
- 4 健全な経営の質を担保し、将来にわたって安定的かつ持続可能な経営基盤を確立すること。

○前回の3つの使命の内容を簡潔な記載に修正し4つの使命とした

◇救急医療、高度医療

◇不採算医療・地域連携

◇マグネットホスピタルに関連した、職員育成と職場環境の整備

◇経営基盤の確立

第1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 診療機能の充実

(1) 高度・急性期医療の充実

ア 救急医療体制

救急医療機関として、他の医療機関や消防局との連携を図り、地域住民が安心できる救急医療体制の充実を図ること。

新市立病院においては、救命救急に係る体制を整備し、軽症救急患者から緊急手術等を必要とする重症・重篤な患者を幅広く受け入れるための救急医療体制を整備すること。

イ 高度・専門医療

3大疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞）等に対応するため、地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、地域の中核的基幹病院として使命を果たすこと。

ウ 周産期医療

地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、小児・周産期医療を充実させ、住民が安心できる医療体制を整備すること。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 診療機能

(1) 高度・急性期医療の充実

ア 救急医療

救急医療機関として、地域の医療機関や消防局との連携を図り、地域住民が安心できる救急医療体制の充実を図ること。

イ 高度医療

3大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）等に対応するため、地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、地域の中核的基幹病院として使命を果たすこと。

ウ 小児・周産期医療

○新市立病院について別に記載していた部分を削除

(2) 他の医療機関との連携強化

ア 地域医療支援病院の機能向上

地域の医療機関との機能分担により、病
病・病診連携体制を構築し、地域ネットワー
クの中心的役割を担うこと。

イ 診療情報の共有化

電子カルテシステムをはじめとした医療
情報システムを最大限に活用し、院内及び他
の医療機関との診療情報の共有化を図ること。
と。

(3) 安心安全で信頼できる医療の提供

ア 情報の共有化とチーム医療の推進

医師、看護師、コメディカル等が関わる医
療情報の一元管理を図り、各医療スタッフが
共通認識の下でチーム医療を推進すること。

イ 医療安全対策の充実

医療安全に係る情報の収集・分析を行い、
医療安全対策の充実を図ること。

また、全職員が医療安全に対する知識の向
上に努め、適切に行動すること。

(2) 地域の医療機関との連携強化

イ 診療情報の共有化

電子カルテシステムをはじめとした医療
情報システムを最大限に活用し、地域の医療
機関との診療情報の共有化を図ること。

(3) 安全安心で信頼できる医療の提供

ア 情報の共有化とチーム医療の推進

医師及び看護師をはじめとした医療従
事者が関わる医療情報の一元管理を図り、
各医療スタッフが共通認識の下でチーム
医療を推進すること。

ウ 院内感染防止対策の実施

院内感染防止に関する教育、訓練、啓蒙を徹底するとともに、問題点を把握し改善策を講ずる等の院内感染防止対策を確実に実施すること。

(4) 市立病院としての機能発揮

ア 災害拠点病院の機能向上

災害発生時において行政や他の医療機関と連携し、災害拠点病院として患者の受け入れを行うとともに、医療救護活動等を実施すること。

イ 結核、感染症、透析医療の堅持

結核及び感染症医療については、民間医療機関では対応が困難なことから、今後も引き続き現在の役割を堅持すること。

また、透析医療についても引き続き実施すること。

ウ 県・市の福祉保健部門等との連携推進

県・市の福祉保健部門をはじめとした関係機関と連携し、必要な医療の提供と市民の健康増進を図ること。

ウ 院内感染防止対策の実施

院内感染防止に関する教育、訓練及び啓発を徹底するとともに、問題点を把握し改善策を講ずる等の院内感染防止対策を確実に実施すること。

(4) 公立病院としての役割の保持

ア 災害拠点病院の機能発揮

災害発生時において行政や地域の医療機関と連携し、災害拠点病院として患者の受け入れを行うとともに、医療救護活動等を実施すること。

イ 結核、感染症医療等の堅持

民間医療機関では対応が難しい結核及び感染症医療については、今後も引き続き現在の役割を堅持すること。

また、透析医療についても引き続き実施すること。

○ウとエの順番を変更

エ 幅広い医療の提供

市民病院においては、長崎の玄関口となる長崎港に接する立地であることから、国際観光都市として、国内船・国際船の入港により長崎を訪れる外国人観光客等の患者を積極的に受け入れる体制を整えること。

2 人材の適正配置と育成強化

(1) マグネットホスピタルとしての機能発揮

ア 医療スタッフの適正配置

医療水準の維持・向上を図るため、医師をはじめとした医療スタッフの適正配置に努めること。

また、様々な施策を実施し、研修医の確保に努めること。

ウ 外国人への医療の提供

市民病院においては、長崎の玄関口となる長崎港に接する立地であることから、国際観光都市として、長崎を訪れる外国人観光客等の患者を受け入れる体制を整えること。

エ 県・市の福祉保健部門等との連携推進

県・市の福祉保健部門をはじめとした関係機関と連携し、必要な医療の提供と市民の健康増進を図ること。

2 マグネットホスピタルとしての機能

(1) 適正配置と人材評価

ア 医療スタッフの適正配置と組織の見直し

医療水準の維持・向上を図るため、医師をはじめとした医療スタッフの適正配置に努めること。

また、指導體制及び研修プログラム等を充実し、研修医の確保に努めること。

さらに、医療環境変化に即した組織の弾力的な見直しを図ること。

イ 職員採用の柔軟化

○研修医確保の施策について項目を揚げて記載し、組織の見直しについて追加記載

○項目の順番の変更

イ 適正な人材評価による処遇改善

職員が働きやすい環境整備を整えるところに、職員の業績・能力を公正かつ適正に評価する制度の導入を検討すること。

ウ 職員採用の柔軟化

多様な採用形態の検討や、採用手続きの柔軟化・迅速化に努めること。

(2) 医療スタッフの育成

ア 研究・研修事業の強化

臨床研究、治験の体制を整備するとともに、医療職等の専門性の向上を図るため研修制度の充実に努めること。

イ 資格取得に対する支援強化

医療職等の資格取得に対する支援の強化に努めること。

3 住民・患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

電子カルテをはじめとした医療情報システムを最大限に活用し、患者中心の医療の提供を行うとともに、看護体制を充実するなど、

ウ 適正な人材評価

職員の業績・能力を公正かつ適正に評価する制度の導入を検討すること。

エ 職員満足度の向上

職員が働きがいと誇りをもって業務に精励できるよう、職員が働きやすい環境を整えること。

3 住民・患者サービス

○適正な人材評価による処遇改善の項目について、「適正な人材評価と組織の見直し」と「職員満足度の向上」とに項目を分けて記載

きめ細やかな患者サービスの実施に努めること。

(2) 住民・患者への適切な情報発信

市立病院の役割や機能等について、パンフレット、ホームページ等を活用し、適切な情報提供を積極的に行うこと。

(3) 患者ニーズへの対応の迅速化

患者ニーズをいち早く把握し、柔軟かつ迅速な対応を行うこと。

(4) 職員の接遇向上

患者、地域住民から信頼される病院であり続けるため、職員一人一人が周囲の人を癒す気持ちを持ち続けるとともに、接遇の向上に努めること。

(5) ボランティアとの協働

ボランティア活動の行いやすい環境を整備するとともに、ボランティアとの連携を推進し、患者サービスの向上に努めること。

4 適正な情報管理と情報公開

個人情報の保護及び情報公開については、法令、市の条例等に基づき適正に対応すること。

(4) 職員の接遇向上

患者、地域住民から信頼される病院であり続けるため、職員一人ひとりが周囲の人を癒す気持ちを持ち続けるとともに、接遇の向上に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 組織体制の充実・連携強化

(1) PDCAサイクルの徹底による業務評価の推進

目標管理制度を活かし、目標及び計画に対する成果の検証を迅速に行い、成果を継続して伸ばしていく柔軟な対応を図ること。

(2) 事務部門のレベルアップ

事務部門のスタッフについては、計画的にプロパー職員の採用を行い、病院事務の専門性の向上及び育成強化を図ること。

2 収益の確保と費用の縮減

(1) 収益の確保

適正な病床利用率を維持し、診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金の未然防止や回収等による収入確保を図ること。

(2) 費用の縮減

弾力的に運用できる会計制度を有効に活用し、具体的な縮減策を導入して費用の縮減に努めるとともに、人件費、材料費、経費の医療収益に占める割合の適正化を図ること。

(2) 事務部門のレベルアップ

事務部門のスタッフについては、計画的に専任職員の採用を行い、病院事務の専門性の向上及び育成強化を図ること。

2 業務の見直しによる収支改善

診療報酬をはじめとして適切かつ確実な収入確保に努めるとともに、弾力的に運用できる会計制度を活用して収支の改善に努めること。

○収支改善に係る内容を第3の業務改善項目に記載

第4 財務内容の改善に関する事項

持続可能な経営基盤の確立

市立病院の使命を果たすため、取り組むべき課題を明確にし、効率的な病院経営に努めるなど、将来にわたって安定的かつ持続可能な経営基盤を確立すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

新市立病院に向けた取り組み

新市立病院については、平成26年2月の第一期開院を目指して「長崎市新市立病院整備基本計画」に基づき確実に事業を進めていくこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

持続可能な経営基盤の確立

適正な病床稼働率を維持するとともに、給与費、材料費及び経費の医業収益に占める目標値を設定し、その達成に努めること。

また、将来にわたって安定的かつ持続可能な経営基盤を確立するため、取り組むべき課題を明確にし、効率的な病院経営に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

新市立病院に向けた取り組み

平成26年2月の第一期開院を目指して「長崎市新市立病院整備基本計画」に基づき確実に事業を進めていくこと。

○収益、費用に係る内容を第4の財務内容の改善に記載